

2010年3月17日

東京都の青少年健全育成条例改正案に対する意見

一般社団法人日本アニメーター・演出協会（以下「JAniCA」といいます。）は、東京都の青少年健全育成条例改正案（平成22年第1回定例会・第三十号議案、以下「本改正案」といいます。）について、以下のとおり、反対意見を表明いたします。

記

本改正案中、「非実在青少年」について定める第7条2号（以下「本条項案」といいます。）は、①「非実在青少年」なる概念の曖昧さ及び②規制対象となる表現方法を視覚的表現に限定している点において、小説、文学及び音声劇等、他の表現方法との間で公平を欠いていること等から、アニメーションによる表現に対して過度の萎縮効果をもたらす恐れが極めて高い上、日本国憲法第21条1項の表現の自由及び第94条の地方公共団体の権能との関係においても疑義があるといわざるを得ません。よって、JAniCAは、本改正案の関係各位に対し、本条項案の削除又は本改正案採決の見送り等を強く求めます。

以上